様式第７（第14条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金支払請求書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　月　日付け第　号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域特別交付金の精算払（第　回概算払）を受で、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第14条第２項の規定により下記のとおり請求します。

記

１．金　円也
２．その請求額の内訳
３．概算払を必要とする理由
（精算払の場合）（略）

（概算払の場合）

費目	交付決定		前回概算払までの		今回概算払対象の			前回概算払までの交付金受給額④	請求額 ①＋②＋③－④
	交付対象経費	交付金の額	支出経費	所要交付金①	支出経費	所要交付金（実	所要交付金（見		
１～ｎ．事業名（措置名）									
イ　事業費									
（１）工事費									
（２）用地費及び補償費									
（３）調査設計費									
（４）設備費									
（５）調査費、広報費及び研修費									
（６）維持運営費									
（７）事業運営費									
（８）附帯雑費									
（９）一般事務費									
（10）地方債償還費（関係省庁の了解を得たものに限る。）									
ロ　補助金									
（１）補助金									
（２）一般事務費									
ハ　出資金									
（１）出資金									
（２）一般事務費									
ニ　貸付金									
（１）貸付金									
（２）一般事務費									
ホ　基金造成費									
（１）事業運営基金									
（２）施設整備基金									
（３）維持補修基金									
（４）維持運営基金									
（５）一般事務費									
合計									

（備考）該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。
（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

印

附　則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和７年７月９日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
福島県いわき市山田町上野120番 原野　30㎡ （買収時：福島県岩城郡山田村大字小山田字上野120番　畑　３歩）	小松　　章 福島県岩城郡勿来町大字窪田字道山57番地	
山形県西置賜郡小国町大字岩井沢字麻枯沢四1051番６ 原野　336㎡ （買収時：山形県西置賜郡小国町大字岩井沢字麻枯沢四851番１　山林10町）	小国町管理者小国町長 山形県西置賜郡小国町大字岩井澤	
山形県西置賜郡小国町大字岩井沢字麻枯沢四1051番７ 原野　157㎡ （買収時：山形県西置賜郡小国町大字岩井沢字麻枯沢四851番１　山林10町）		公共利用計画あり
岩手県久慈市侍浜町北野第10地割211番 原野　69㎡ （買収時：岩手県九戸郡侍浜村大字北侍浜字北野第10地割11の６　原野６町１反６畝３歩）	谷崎　要一 岩手県九戸郡侍浜村大字北侍浜第７地割109番地	
岩手県久慈市侍浜町北野第10地割219番 原野　86㎡ （買収時：岩手県九戸郡侍浜村大字北侍浜字北野第10地割11の６　原野６町１反６畝３歩）		
岩手県久慈市侍浜町北野第10地割221番１ 原野　68㎡ （買収時：岩手県九戸郡侍浜村大字北侍浜字北野第10地割11の６　原野６町１反６畝３歩）		
岩手県久慈市侍浜町北野第10地割227番 原野　12㎡ （買収時：岩手県九戸郡侍浜村大字北侍浜字北野第10地割11の６　原野６町１反６畝３歩）		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により